

公益財団法人永井科学技術財団 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人永井科学技術財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を愛知県内の必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、素形材分野、これに関連する分野又はこれを他の産業分野へ応用する分野における科学技術（以下これらを「当該科学技術」という。）に関する学術研究、技術開発、国際交流、講演会、発表会、展示会等に対する助成及び科学技術全般の育成教育に対する助成を行うことにより、学術及び科学技術の振興と社会経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。なお、助成方法としては、表彰、助成金及び奨励金、協賛金、寄付金、奨学金などの給付を含むものとする。

- (1) 当該科学技術に関する学術研究、技術開発及び国際交流に対する助成
 - (2) 当該科学技術に関する講演会、発表会、展示会等に対する助成
 - (3) 科学技術全般に関する育成教育に対する助成
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、愛知県内において行う。

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人の設立の登記をした日の前日の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる果実
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(資産の種類)

第 6 条 本財団の資産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益財団法人の設立の登記をした日の前日の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - (4) 基本財産とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式（株式配当により取得したものを除く。）
- 3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

（資産の管理）

第 7 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 資産は、安全確実な方法で運用しなければならない。

（基本財産の管理及び処分の制限）

第 8 条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第 9 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 10 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所を設置した場合は従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間及び従たる事務所を設置した場合は従たる事務所に 3 年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所を設置した場合は従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 この法人の決算に剰余金が生じる場合は、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に規定する書類に記載するものとする。

(株主権の行使)

第13条 この法人は、保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に、評議員6名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第17条 評議員には、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める「評議員及び役員の報酬及び費用に関する支給規程」に従い、その職務を行うにあつての報酬及び必要な費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第18条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了の日から3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第22条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選で選ぶ。

(決 議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員会の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議長及び議事録作成者氏名
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果
 - (5) 意見又は発言の内容の概要
 - (6) 特別の利害関係を有する評議員の氏名
- 2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、法人法に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員構成)

第29条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事のうちには、役員のうち一人とその親族その他特殊の関係がある者及び職員が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第34条 役員には、評議員会において別に定める「評議員及び役員の報酬及び費用に関する支給規程」に従い、その職務を行うにあたっての報酬及び必要な費用を支払うことができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から互選で選ぶ。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

3 理事が理事会への報告事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により了解の意思表示をしたときは、当該提案の理事会への報告があったものとみなす。ただし、第30条第3項の規定による報告については、これを適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議長及び議事録作成者氏名
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果
 - (5) 意見又は発言の内容の概要
 - (6) 特別の利害関係を有する理事の氏名
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員及び選考委員会

(選考委員)

第41条 この法人に、選考委員を置く。

- 2 選考委員は、この法人の助成分野に関わる学識経験者の中から、理事会が選任し、理事長が委嘱する。
- 3 選考委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 選考委員には、理事会で別に定める「顧問及び選考委員等の報酬及び費用に関する支給内規」に従い、その職務を行うにあたっての対価としての報酬、選考謝礼金及び必要な費用を支払うことができる。

(選考委員会)

第42条 この法人は、第4条第1項第1号から第3号までの事業の対象者を選考するための任意の機関として、選考委員で構成する選考委員会を設置する。

- 2 理事長は、選考委員会の委員の中から、選考委員長1名を指名することができる。
- 3 選考委員会の委員には、この法人の役員及び評議員が、委員現在数の3分の1を超えて就任してはならない。
- 4 第1項に定める選考委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、理事会が定める「選考委員会運営内規」によるものとする。

第 9 章 顧 問 等

(顧 問)

第 4 3 条 この法人に、任意の機関として顧問を置く。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議し、理事長が委嘱又は解嘱する。
- 3 顧問は、この法人の円滑な運営のため、理事長の相談に応じるとともに、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
- 4 顧問には、理事会で別に定める「顧問及び選考委員等の報酬及び費用に関する支給内規」に従い、その職務を行うにあたっての報酬及び必要な費用を支払うことができる。

(名誉理事)

第 4 3 条の 2 この法人に、任意の機関として名誉理事を置く。

- 2 名誉理事は理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べる。
- 3 名誉理事は財団創立者のうちから理事会において選任する。
- 4 名誉理事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の請求をすることができる。

第 1 0 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 4 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 1 5 条の規定の変更についても適用する。

(解 散)

第 4 5 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 4 6 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 4 7 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 4 8 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 事務局その他

(事務局)

- 第49条 この法人に事務局を置き、重要な職員の任免は理事会の承認を得て理事長が行う。
2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

- 第50条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、永井淳とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
川合 悦蔵 木下 隆利 厨川 常元 多賀 康訓 恒川 好樹
寺嶋 一彦 平山 正之 廣瀬 武 松田 仁樹 三留 秀人
矢野 武 山内 康仁 吉久 光一

※平成26年6月4日付変更

この定款の第10条第1項、第20条および第26条第2項については、平成26年6月4日の定時評議員会決議により、その一部を変更している。

※平成30年6月14日付変更

この定款の第9章および第43条第2項については、平成30年6月14日の定時評議員会決議により、その一部を変更している。